



宮 崎 県 公 報

平成19年6月18日(月曜日) 第1888号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

○専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則……(人事課) 1

告 示

○有害図書類の指定……(青少年男女参課) 1

○有害興行の指定……(") 2

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……(障害福祉課) 2

○指定構造計算適合性判定機関の指定について…(建築住宅課) 3

公 告

○職業訓練指導員試験の実施……(労働政策課) 3

○地図及び簿冊の認証(4件)……(農村計画課) 4

○土地改良区の定款変更の認可……(農村整備課) 5

○県営土地改良事業計画の変更……(") 5

病院局公営企業告示

○公金の収納の事務の委託…… 5

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施について…… 5

○警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施について…… 6

規 則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十三号

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則(昭和二十一年宮崎県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

報酬の額及び職務の級の表選挙長(職務代理者を含む。)の項及

び選挙分会長(職務代理者を含む。)の項中「一〇、七〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表選挙分会長の項中「八、九〇〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第559号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成19年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
19年-1	書籍	あいしてあげる 夏 特別号 (平成19年7月1日発行)	株式会社大洋図書	平成19年6月11日
19 - 2	書籍	中出し8時間デラックス Vol.2 (平成19年7月30日発行)	曙出版株式会社	
19 - 3	書籍	ベストビデオ スーパードキュメントVol. 070 (平成19年6月1日発行)	三和出版株式会社	
19 - 4	書籍	COMICエルオー LO2007.JUL7月号 (2007年7月1日発行)	株式会社茜新社	
19 - 5	書籍	レディスコミック スペシャルアヤ 7月号 (平成19年7月1日発行)	宙出版	
19 - 6	書籍	快樂天7月号 (平成19年7月1日発行)	ワニマガジン社	
19 - 7	書籍	レディースコミック 微熱 7月号 (2007年7月1日発行)	セブン新社	
19 - 8	書籍	コミックシグマ 2007.Vol.9 (2007年7月1日発行)	株式会社茜新社	

19 - 9	書籍	幼性の部屋 VOL.1 (平成18年 9 月27日発行)	オークラ出版
19 - 10	書籍	ディープ インフィニティ (2007年 6 月 5 日発行)	富士美出版株式会社
19 - 11	書籍	好きにしてっ！ いちご組 (2007年 5 月10日発行)	富士美出版株式会社
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 560号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成19年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日	
19年-21	映画	欲しがる和服妻 くわえこむ	新東宝映画	平成19年 6 月11日	
19 - 22	映画	浴衣教師-保健室の愉しみ-	新日本映像		
19 - 23	映画	男たちの夢音色	オーピー映画		
19 - 24	映画	新日本映像ニュース <浴衣教師-保健室の愉しみ->	新日本映像		
19 - 25	映画	痴漢電車 びんかん指先案内人	オーピー映画		
19 - 26	映画	巨乳熟女 とろける手ほどき	オーピー映画		
19 - 27	映画	厚顔無知な恥母 紫の下着で…	新日本映像		
19 - 28	映画	封印殺人映画	ムービーアイ・エンタテインメント		
19 - 29	映画	パイプ屋の女主人 うねり抜く	オーピー映画		
19 - 30	映画	新日本映像ニュース <厚顔無知な恥母 紫の下着で…>	新日本映像		
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

宮崎県告示第 561号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成19年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
金 丸 幹 郎	都城市郡医師会病院	都城市	外科	平成19年 6 月 1 日
高 村 一 紘	椎葉村国民健康保険病院	椎葉村	整形外科	〃
佐 藤 伸 矢	宮崎大学医学部付属病院	清武町	耳鼻咽喉科	〃
高 橋 稔 之	医療法人久康会平田病	延岡市	内科	〃
春 田 隆 秀	医療法人芳徳会京町共立病院	えびの市	内科	平成19年 6 月 1 日

院	麻酔科								
<p>宮崎県告示第 562号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第 201号）第18条の 2 第 1 項の規定により指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定する。</p> <p>平成19年 6 月18日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>									
<p>1 指定番号 第 1 号</p> <p>2 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 財団法人 日本建築センター 東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号</p> <p>3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地 本部 事務所の名称 財団法人 日本建築センター 事務所の所在地 東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号 大阪事務所 事務所の名称 財団法人 日本建築センター大阪事務所 事務所の所在地 大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番15号</p> <p>4 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成19年 6 月20日</p>				<p>(1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程・裁縫用具・見積り） イ 縫製法（縫製法・縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程・和服の種類・裁縫法） イ 被服学（被服史・被服論・被服科学・服装美学）</p>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>公 告</p> </div>									
<p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成19年 6 月18日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>									
<p>1 実施職種</p> <p>(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種 造園科 和裁科 建築科 配管科 塗装科</p> <p>(2) 学科試験のうち、指導方法について試験を実施する職種 全職種</p> <p>2 試験科目</p>									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">免許職種</th> <th>学科試験の科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造園科</td> <td> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科 ア 植物（植物学・植物病理学・農薬） イ 土及び肥料（土・肥料） ウ 農業機械及び施設（農業機械・農業施設・器具） エ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科 ア 造園法（庭園・造園計画及び設計・造園工事法・造園管理・造園機械・仕様及び積算） イ 材料（造園植物・造園用材料）</p> </td> </tr> <tr> <td>和裁科</td> <td> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> </td> </tr> </tbody> </table>		免許職種	学科試験の科目	造園科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科 ア 植物（植物学・植物病理学・農薬） イ 土及び肥料（土・肥料） ウ 農業機械及び施設（農業機械・農業施設・器具） エ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科 ア 造園法（庭園・造園計画及び設計・造園工事法・造園管理・造園機械・仕様及び積算） イ 材料（造園植物・造園用材料）</p>	和裁科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p>	<p>建 築 科</p> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科 ア 建築工学（構造力学・建築構造・建築施工・測量・建築製図・関係法規） イ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科 ア 建築設計（建築設計・設備設計・建築計画） イ 施工法（建築施工法・建築工事・規く術・木材工作法・仕様及び積算） ウ 材料（建築用材料）</p>	
免許職種	学科試験の科目								
造園科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科 ア 植物（植物学・植物病理学・農薬） イ 土及び肥料（土・肥料） ウ 農業機械及び施設（農業機械・農業施設・器具） エ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科 ア 造園法（庭園・造園計画及び設計・造園工事法・造園管理・造園機械・仕様及び積算） イ 材料（造園植物・造園用材料）</p>								
和裁科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p>								
		<p>配 管 科</p> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科 ア 建築工学（建築設備・配管設備・建築構造・建築施工） イ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科 ア 配管設備（上下水道設備・ガス設備・冷暖房設備・空気調節設備） イ 配管製図（読図法・配管図） ウ 施工法（管工作法・配管施工・試験測定法・配管用材料・仕様及び積算）</p>							
		<p>塗 装 科</p> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科 ア デザイン（文字・構成・色彩・模様） イ 塗装一般（塗料・調色・塗装用設備及び機器・関係法規） ウ 安全衛生（安全管理・衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科 塗装法（金属製品塗装法・木工製品塗装法・建築物塗装法・試験法・材料・仕様及び積算）</p>							
		<p>その他の職種 指導方法</p>							
<p>3 受験資格</p> <p>(1) 受験資格は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 法第44条第 1 項の技能検定に合格した者</p>									

- イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号に規定する者
 - ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

5 試験期日

平成19年 8 月29日（水曜日）

6 試験場所

宮崎地域職業訓練センター
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

7 受験申請の手続

(1) 提出書類

- ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）、前記3に掲げる受験資格を証する書類
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 提出先

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部労働政策課

(3) 受付期間

平成19年6月25日（月曜日）から平成19年7月13日（金曜日）まで（郵送の場合は、7月13日付けの消印のあるものまで有効とする。）

(4) 受験手数料 3,100円

（宮崎県収入証紙（消印しないこと。）により納付すること。）

(5) 受験票

申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合格通知

平成19年9月26日（水曜日）に合格者に通知する。

9 その他

- (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各事業組合等で交付する。
- (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒にあて先を明記の上、140円切手をはり、宮崎県商工観光労働部労働政策課に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課（電話0985(26)7107）に問い合わせること。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成16年4月1日から平成19年3月9日

3 地籍調査を行った地域

延岡市須美江町の一部

4 認証年月日

平成19年6月7日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

串間市

2 地籍調査を行った期間

平成16年4月1日から平成19年3月6日

3 地籍調査を行った地域

串間市大字北方の一部・大字秋山の一部

4 認証年月日

平成19年6月7日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成16年4月1日から平成19年3月9日

3 地籍調査を行った地域

延岡市川原崎町の一部

4 認証年月日

平成19年6月7日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂郡南郷町

2 地籍調査を行った期間

平成17年4月1日から平成19年2月15日

3 地籍調査を行った地域

南那珂郡南郷町大字中村乙の一部

4 認証年月日

平成19年6月7日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から平成19年5月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定に

より、上崎地区県営土地改良事業（延岡市、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成19年6月18日から平成19年7月17日まで

3 縦覧場所

延岡市北方町総合支所

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院、県立日南病院及び県立富養園の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年6月18日

宮崎県病院局長 植 木 英 範

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	株式会社日本医療事務センター	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
県立延岡病院	株式会社ニチイ学館	
県立日南病院	株式会社ニチイ学館 旭警備株式会社	
県立富養園	株式会社ニチイ学館	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで
	宮崎警備保障株式会社	

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書を有しない者に対する講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年6月18日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

1 講習に係る警備業務の区分、実施日及び定員

講習に係る警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。）	平成19年 8 月20日、22日、23日、27日、28日及び31日	30人
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3 号警備業務」という。）	平成19年 8 月20日、22日、23日、29日、30日及び31日	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎地域職業訓練センター

4 講習の実施要領

- (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 各講習の最終日に、修了考査（40問、100分）を実施し、80 パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

5 講習受講申込の仮受付

- (1) 仮受付を行う講習
2 号警備業務講習
- (2) 仮受付の期間
平成19年 7 月 2 日(月)から 7 月 5 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 仮受付申込の場所
住所地又は警備員である者はその属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (4) 仮受付の申込方法
申込みは、受講申込者本人が行うことを原則とするが、受講申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状

を託しての代理申込については認める。

なお、電話、郵送等による申込みは認めない。

(5) 受講申込予定者の確定

仮受付申込者が、受講定員以内のときは仮受付申込者全員を受講申込予定者と確定し、受講定員を越えたときは抽選により受講申込予定者を確定し、それぞれ仮受付申込者全員に確定結果を連絡する。受講申込予定者に確定された者は、6 の方法により申込手続を行うこと。

6 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、仮受付を経ての受講申込者は、仮受付を行った警察署とする。

(2) 提出期間及び時間

区分	提 出 期 間	提 出 時 間
2 号警備業務	平成19年 7 月 9 日(月)から 7	午前 9 時から午後
3 号警備業務	月13日(金)	5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2 の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - (イ) 2 の(2)に該当する者
検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 2 の(3)に該当する者
検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 2 の(4)に該当する者
旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - (オ) 2 の(5)に該当する者
旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

7 手数料

受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

8 その他

- (1) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110内線3024,3051）に行うこと。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第 2 条に規定する講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年 6 月 18日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

1 講習に係る警備業務の区分、実施日及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の実施日	定員
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	平成19年 8 月27日、28日及び31日	(30人)
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）	平成19年 8 月29日から31日	(30人)

※ 定員は、同時に実施する新規取得講習の各警備業務講習と合わせた数とし、新規取得講習受講申込者が定員を超えたときは、その区分の特例措置講習は行わない。

2 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎地域職業訓練センター

4 講習の実施要領

- (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式14問、35分）を実施し、12問以上正解した者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

5 受講申込の仮受付

- (1) 仮受付を実施する講習
2号警備業務及び 3号警備業務
- (2) 仮受付の期間
平成19年 7 月 9 日(月)から 7 月12日(木)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 仮受付申込の場所
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (4) 仮受付の申込方法
仮受付の申込みは、受講申込者本人が行うことを原則とするが、受講申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
電話、郵送等による申込みは認めない。

(5) 受講申込予定者の確定

仮受付申込者が、受講定員以内のときは仮受付申込者全員を受講申込予定者と確定し、受講定員を越えたときは抽選により受講申込予定者を確定し、それぞれ仮受付申込者全員に確定結果を連絡する。受講申込予定者に確定された者は、6 の方法により申込手続を行うこと。

6 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
仮受付申込を行った警察署
- (2) 提出期間及び時間
平成19年 7 月17日(火)から23日(月)まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
- (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。(郵送による申込みは認めない。)
- (4) 提出書類等
ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
イ 旧資格者証の写し

7 手数料

受講申込の際、14,000円に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。
手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

8 その他

- (1) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号0985-31-0110内線3024、3051）に行うこと。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。